

1. 件名「運転期間延長認可申請（東海第二発電所）に関する事業者ヒアリング（44）」

2. 日時：平成30年8月30日 13時30分～16時00分、
17時00分～18時00分

3. 場所：原子力規制庁 7階会議室、8階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ実用炉審査部門

天野安全管理調査官、塚部管理官補佐、中野高経年化対策専門職、
糸川安全審査専門職

長官官房技術基盤グループ

システム安全研究部門

池田上席技術研究調査官、河野主任技術研究調査官、橋倉技術研究調査官、
北條技術研究調査官、船田技術参与、菊池技術参与

地震・津波研究部門

日高技術研究調査官、土居技術参与、澁谷技術参与

日本原子力発電株式会社

発電管理室 調査役 他12名

5. 要旨

(1) 共通事項及び劣化状況評価（中性子照射脆化、2相ステンレス鋼の熱時効、耐震安全性評価、工事計画認可申請に係る論点の劣化状況評価への影響等）について

○共通事項及び劣化状況評価（中性子照射脆化、2相ステンレス鋼の熱時効、耐震安全性評価、工事計画認可申請に係る論点の劣化状況評価への影響等）について、資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁から主に以下の点についてコメントをした。また、今後資料を確認し、適宜追加でコメントを行う旨伝えた。

【共通事項】

－ 熱交換器の水室、管板、ダイヤフラム、胴における高サイクル疲労に対して進展傾向が極めて小さいと判断した理由について説明すること。

【劣化状況評価（2相ステンレス鋼の熱時効）】

－ 原子炉再循環ポンプのケーシングカバーについて、熱疲労対策としての過去の取替実績について説明すること。

－ 原子炉再循環ポンプ及びケーシングについて、供用期間中検査の対象としていない溶接部がある場合には、その健全性について説明すること。

【劣化状況評価（耐震安全性評価）】

- 運転開始後 60 年時点の減肉量を算出した過程を説明すること。
- 流れ加速型腐食の評価において個別に設定する等価繰り返し数の設定根拠を説明すること。

○日本原子力発電から、了承した旨回答があった。

6. 資料

- (1) 「東海第二発電所 運転期間延長認可申請（共通事項） 補足説明資料」
- (2) 「東海第二発電所 劣化状況評価（中性子照射脆化） 補足説明資料」
- (3) 「東海第二発電所 劣化状況評価（照射誘起型応力腐食割れ） 補足説明資料」
- (4) 「東海第二発電所 劣化状況評価（2相ステンレス鋼の熱時効） 補足説明資料」（8月23日提出資料）
- (5) 「東海第二発電所 劣化状況評価（耐震安全性評価）」
- (6) 「東海第二発電所 劣化状況評価（耐震安全性評価） 補足説明資料」
- (7) 「工事計画認可申請書論点の劣化状況評価書への影響と反映内容」